

6月24日開会の平成15年第2回都議会定例会に「東京都安全・安心まちづくり条例案」を提出

本条例案は、東京都内における犯罪の防止に関し、東京都、都民及び事業者の責務を明らかにするとともに、安全・安心まちづくりを推進し、もって安全で安心して暮らすことができる社会の実現を図るため、条例で規定を設けるもの。

「東京都安全・安心まちづくり条例案」の概要は次のとおり。

## 1．総則（第1章関係）

### (1)基本理念

安全・安心まちづくりは、都並びに特別区及び市町村並びに都民等の連携及び協力の下に推進されなければならない。

（注）「安全・安心まちづくり」とは、地域社会における都民、事業者及びボランティアによる犯罪防止のための自主的な活動の推進並びに犯罪の防止に配慮した環境の整備のことをいう。

### (2)都、都民及び事業者の責務

- ア 都は、安全・安心まちづくりに関する総合的な施策を実施し、都民等が行う安全・安心まちづくり活動への支援及び協力を行うよう努める。
- イ 都民及び事業者は自ら安全の確保に努めるとともに、安全・安心まちづくりを推進し、また、都の施策に協力するよう努める。

### (3)推進体制の整備

都及び各警察署長は、それぞれ区市町村、都民等と協働して安全・安心まちづくりを推進するための体制を整備する。

## 2．都民等による犯罪防止の自主的な活動の促進（第2章関係）

- (1)都は、都民等が行う犯罪防止のための自主的な活動を支援するとともに、必要な情報を提供する。
- (2)警察署長は、都民等に管轄区域における犯罪の発生状況等の必要な情報を提供する。

## 3．地域における防犯性の向上のための措置（第3章～第6章関係）

### (1)住宅の防犯性の向上

- ア 都は、犯罪防止に配慮した構造等を有する住宅の普及に努める。
- イ 知事及び公安委員会は、防犯上の指針を定める。
- ウ 警察署長は、共同住宅について、建築主の求めに応じ、犯罪防止に配慮した設備の設置等について建築確認の際に助言を行う。
- エ 住宅の建築業者等は、犯罪防止のための必要な措置を行うよう努める。

### (2)道路、公園等の防犯性の向上

- ア 都は、犯罪の防止に配慮した構造等を有する道路等の普及に努める。
- イ 知事及び公安委員会は、防犯上の指針を定める。
- ウ 駐車場の設置者等は、犯罪防止のため必要な措置を行うよう努める。

### (3)商業施設等の防犯性の向上

- ア 金融機関及び深夜営業の小売店舗等の事業者は、犯罪防止に配慮した施設の整備に努める。
- イ 警察署長は、事業者等に対して必要な情報提供等を行う。

(4)学校等における児童等の安全の確保等

ア 知事、教育委員会及び公安委員会は児童等の安全の確保のための指針を定め、学校、児童福祉施設等（以下「学校等」という。）の設置者等は児童等の安全の確保に努める。

イ 都立の学校等の管理者は安全対策を推進するとともに、都は都立以外の学校等の設置者等に対し安全対策に必要な情報提供等を行う。

ウ 警察署長は、通学路等における安全確保に関し必要な措置を講ずるよう努める。

施行期日は、平成15年10月1日

( 2 0 0 3 ・ 6 ・ 2 4 )